

大水工工 第 9039 号

平成31年 3月 5日

株式会社ハーモニックス

吉川 貴雄 様

大阪市水道局長

河谷 幸生



改良土製造工場の登録について（通知）

平成30年11月14日付けの改良土製造工場の登録申請につきまして、書類審査及び工場立
会検査の結果、合格と認めましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 登録年月日 平成31年 4月 1日
- 2 登録有効期限 平成32年 3月31日
- 3 申請者 所在地 大阪市此花区梅町2-2-13
会社名 株式会社ハーモニックス
代表者名 吉川 貴雄
- 4 製造工場 工場名 ハーモニックス 本社工場
所在地 大阪市此花区梅町2-2-13
電話番号 06-4804-1350
担当者 中塚 和美・吉野 孝
- 5 登録した製品名 配水管工事等の埋め戻し等に使用する改良土
- 6 その他 別紙「特記事項」による。

裏面あり

特記事項

1. 承認内容について変更が生じた場合

申請書類の内容に変更が生じたときは、「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」（以下「施行の細目」と言う。）第11条の規定に従い、遅滞なく登録内容変更申請書を提出しなければならない。

2. 登録の辞退

改良土の製造を中止したとき、又は改良土登録工場の登録の辞退を希望するときは、施行の細目第12条の規定に従い、遅滞なく登録辞退願を提出しなければならない。

3. 登録の取消

施行の細目第13条第1項の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。

4. 登録更新手続き

登録の有効期限日以降の登録継続を希望する場合は、施行の細目第10条の規定に従い、登録有効期限日の前年の11月30日までに登録更新に係る書類を提出しなければならない。

なお、工場検査の日程調整は、書類提出後に行うものとする。

※「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」の掲載場所

水道局H. P (<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/>) >経営情報>条例・審査基準等
>その他の例規> 改良土製造工場の登録に関する施行の細目